政令第

**⊅**.

号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)第七条第五項(同条第七項において準用する場

合を含む。)及び第二十一条第四項並びに国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第五十条第一項の規

定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号及び第四十三条第三号中「第七条第十一項第四号」を「第七条第十項第四号」 に改

める。

第百五条中「国道・防災課」を「国道・技術課」に、 「環境安全課」を「環境安全・防災課」 に改める。

第百九条第二号中「及び施工基準」を削り、「環境安全課」を「環境安全・防災課」に改め、 同条第四号

を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第百十条 (見出しを含む。)中「国道・防災課」を「国道・技術課」 に改め、 同条第三号を同条第四号と

同条第二号中「防災及び」を削り、 同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

道路の整備等に関する事務のうち、 技術に関すること(環境対策及び交通安全対策に関すること並び

に道路交通管理課及び企画課の所掌に属するものを除く。)。

第百十一条 (見出しを含む。) 中「環境安全課」 を「環境安全・防災課」 に改め、 同条中第六号を第七号

とし、 第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、 同条第三号中「もの、 」を「もの並びに」に、 「路政課

及び道路交通管理課」を「他課」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 道路の防災に関する企画及び立案に関すること。

第百四十条中「海技・振興課」を「海技課」に改める。

第百四十一条第二号中「他課」 を「安全政策課及び海洋 ・環境政策課」 に改め、 同条中第十号を第十一号

とし、 第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、 第六号の次に次の一号を加える。

七 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

第百四十二条第十号及び第百四十四条第五号中「海技・振興課」を「海技課」 に改める。

第百五十四条(見出しを含む。)中「海技・振興課」 を「海技課」 に改め、 同条中第一号及び第二号を削

り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第二百四十二条中「五十四」を「五十五」に改める。

第二百四十三条の三中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 委員会の所掌事務に係る国際協力に関すること。

第二百四十三条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第十八条 (見出しを含む。)中「環境安全課」を「環境安全・防災課」に改める。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

理

由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに道路局に国道・技術課を置く等の必要があるから